

令和8年度実施 小田原市職員採用試験 「大学等推薦特別選考」実施要項

1 趣旨

この要項は、令和8年度に実施する小田原市職員採用試験において、大学、大学院（以下「大学等」という。）からの推薦を受けた者を対象とする特別選考を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 対象職種等

- (1) 対象職種 土木技術職、建築技術職、建築設備技術職
- (2) 採用人数 各職種若干名

3 この特別選考の受験資格

- (1) 昭和62年4月2日以降に生まれた者
- (2) 在学中の大学等から推薦を受けた者
- (3) 受験する職種に関する専門課程を履修した者（別表1）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者

4 推薦基準

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者のうち、大学等の学部長又は学科長その他これらに相当する職にある者（※1）（以下「学部（科）長」という。）が推薦する者

- (1) 小田原市（以下「市」という。）の求める職員像にふさわしい資質と能力を有するとともに、学業成績が優秀であると学部（科）長が認める者
- (2) 在籍している大学等を令和9年3月31日までに卒業（修了）見込みであって、同年4月1日から市に確実に勤務できると学部（科）長が認める者
- (3) 大学等の卒業又は修了後に市職員となることを第一志望とする者

※1 その他これらに相当する職にある者…大学院における研究科長又は専攻長等

5 推薦の人数

職種ごとに、各大学等から1名までとする

6 申込方法

- (1) 推薦を希望する者は、令和8年3月に公開する「令和8年度 小田原市職員採用試験（前期）案内」（以下「試験案内」という。）を確認し、①小田原市職員採用試験「大学等推薦特別選考」エントリーシート（様式1）を作成した上で、必要書類の作成を大学等に依頼する。
- (2) 大学等は、推薦を希望する者を取りまとめ、「4 推薦基準」に定める基準により、被推薦者を決定する。決定後は、被推薦者に推薦が決まった旨を連絡し、推薦に必要な②小田

原市職員採用試験「大学等推薦特別選考」推薦書（様式2）及び③成績証明書（大学等で定める様式による。）を被推薦者に交付する。

（3）大学等から連絡を受けた被推薦者は、市公式ウェブサイトを経由して、小田原市職員採用試験「大学等推薦特別選考」に申し込むとともに、上記①～③の申込書類を郵送により市に提出する。

なお、提出は簡易書留によるものとし、封筒表面に「大学等推薦特別選考推薦書在中」と朱書きすること。

また、申込受付期間内に、上記②の様式を用いて推薦することが難しい場合は、市と大学等で協議の上、別途市が定める方法により提出する。

7 選考及び合否発表の日程（予定）

次の（1）及び（2）の日程により、選考及び試験を順次実施する。

（1）1次試験

内容：書類選考及びウェブ適性検査

時期：令和8年4月上旬

（2）2次試験

内容：個別面接

時期：令和8年4月下旬または5月上旬

（3）合格発表

時期：令和8年5月下旬

8 その他

（1）この要項に記載されていない事項については、試験案内のとおりとする。

（2）大学等は、被推薦者を学内選考により決定する場合、その選考方法を独自に設定することとする。

（3）この試験に合格した者であっても、令和9年3月31日に推薦を受けた大学等を卒業又は修了できず、同年4月1日から市で勤務することができない者にあっては、その合格及び採用を取り消す。

別表 1

受験職種	受験資格（受験職種に関する専門課程を履修した者）
土木技術職	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、構造力学、材料・施工、都市環境デザイン工学、都市デザイン工学などの土木に関する科目のうち、3科目以上を履修した者
建築技術職	数学、物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工、都市環境デザイン工学、都市デザイン工学などの建築に関する科目のうち、3科目以上を履修した者
建築設備技術職	数学、物理、情報技術基礎、建築構造、建築計画、建築法規、建築設備、建築施工、電気工学、都市環境デザイン工学、都市デザイン工学などの建築設備に関する科目のうち、3科目以上を履修した者